

貿易関連法令に基づく各種C Pの調和についてのQ&A

安全保障貿易検査官室

問1 平成19年3月30日付けのお知らせ「貿易関連法令に基づく各種C Pの調和について」を出した経緯と趣旨はなんですか。

(答)

1. 貿易関連法令に基づく各種C Pには、当省が推奨している「輸出管理社内規程」(以下、「経産省C P」という。)のほかに、昨年3月1日から税関が実施している特定輸出申告制度において求めている「関税法の規定に基づく法令遵守規則」(以下、「税関C P」という。)があります。
2. 上記の経産省C Pと税関C Pとは、内容が類似していることから、輸出者等からそれぞれのC Pを作成することの事務負担を軽減してほしいと要望がありました。
3. これを受けて、財務省・関税局と協力し、両C Pの内容を検証した結果、双方のC Pには共通部分があることから、これらの重複部分について二重に審査しないことで合意し、今回、このようなお知らせをさせていただきました。

問2 「C Pの調和」とはどのようなイメージなのでしょうか。

(答)

双方C Pは、それぞれその根拠となる法令や目的が異なりますが、C Pに求めている内容で共通する部分は、税関か経済産業省のいずれかが審査を行えばすむようにするというものです。

問3 今回の措置で「輸出者の利便性は向上」するのでしょうか。

(答)

共通部分の審査が二重に行われませんので、利用者の利便性は向上するものと考えています。

問4 「財務省等の他省において所要の審査を経た事項」とは何でしょうか。

(答)

税関は局長通達(特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について(平成19年3月31日財関第418号))にてその審査項目を公表しています。

問5 「共通する事項」とは何があるのでしょうか。

(答)

企業の内部体制、研修・教育、監査、懲罰規定などが共通しています。

問6 「相互に認証する」とありますが、税関に届出た情報は、税関から経済産業省に提供されるのでしょうか。

(答)

相互に認証するとは、税関CPのうち、共通項目については経済産業省でも経産省CPの一部として認めるということですが、手続きは経済産業省又は税関それぞれの窓口までお願いします。

問7 追加すべき「必要事項」とはなんのでしょうか。

(答)

お知らせの中の注意書きにも記載したとおり、経産省CP固有の部分である定義、該非判定、用途、需要者等確認、技術提供管理等です。

問8 「他省において受理されたCPに必要項目を追加」とありますが、どのように追加すべきでしょうか。

(答)

税関CP及びそれを準用する規定を含んだ追加事項からなるCPの2本立て（2本立てで経産省CPとするもの）であっても結構ですし、税関CPの必要事項及び経産省CPの必要事項を含む新たなCPを作成して、全体として1つの規程としていただいても結構です。

問9 税関CPに必要項目を追加したCPを届出た場合には、届出受理までの処理時間は今までより短くなるのでしょうか。

(答)

税関において審査された項目については、原則として審査を省略する予定ですので、今までよりも処理時間は短くなるものと考えています。

問10 経産省CPに項目を追加して税関CPとして税関に届出た場合、経済産業省へ変更届けは必要でしょうか。

(答) 経産省CPの部分に変更がなければ、変更届けは不要です。なお、社内手続上、届出が必要な場合には、内容審査をすることなく受理します。

問 11 お知らせ文の記の2「当省にて受理されているCPの内容変更時」の要件を記載された趣旨はなんでしょうか。2本立てのCPの提出を認めているのであれば、新規CPの届出しかないように思われますが。

(答)

ご指摘のとおり、2本立てのCPの提出を認めているので、当省に届けているCPの内容変更はないかもしれませんが、双方CPにおいて求めている項目を網羅した1つのCPを新たに作成したいという企業があるかもしれませんので、このように記載しております。

問 12 お知らせ文の記の2の「遵守事項が維持されていること」とはどういう趣旨でしょうか。

(答)

必要項目がCPに含まれており、内容において支障がないという意味です。

問 13 毎年7月、経済産業省に『企業概要・自己管理チェックリスト』を提出する際、税関において審査された項目に係るチェック欄については、記載しなくてもいいのでしょうか。

(答)

企業概要・自己管理チェックリストは届出・受理されたCPを厳格に実施しているか否かを経済産業省として審査するために必要な資料となりますので、全ての項目について記載していただくこととなります。

問 14 税関に『企業概要・自己管理チェックリスト』を提出しても、包括許可取得の要件として必要な受理票は交付されるのでしょうか。

(答)

税関においては受理票の交付はありません。

問15 安全保障貿易管理HPにおいて、CP登録企業として企業名を公表するよう要望している企業が、登録しているCPを変更して税関にも提出した場合でも引き続きCP登録企業としてHP公表されるのでしょうか。

(答)

引き続き企業名の公表を希望されるのであれば継続して公表されます。